

令和6年度 入札・契約制度の改善

(令和6年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和6年4月1日から実施します。

1. 保証証書の電子化について
2. 変動型調査基準価格対象案件の拡大について
3. 低入札価格調査の事前辞退について

1. 保証証書の電子化について

工事及び工事に係る委託業務における契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む）について、従来の保証証書（書面）の提出に代えて電子証書による提出を可能とします。

なお、引き続き書面による保証証書の提出も可能です。

（1）対象工事等

令和6年4月1日以降に新規に契約を締結する工事及び工事に係る委託業務

（2）対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※
前払金保証 （中間前払金を含む。）	前払金保証証書	保証事業会社※

※ 西日本建設業保証㈱、東日本建設業保証㈱、北海道建設業信用保証㈱

保証の電子化については当面の間、保証事業会社によるもののみとします。

金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」については、これまでどおり書面の提出が必要です。

（3）電子証書の提出方法


保証契約締結後、保証事業会社から発行された「保証契約番号」及び「認証キー」が分かる書類（西日本建設業保証㈱の場合：電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）をオンライン申請フォーム（えひめ電子申請システム）で契約課に提出してください。

※詳細は「保証証書の電子化について」をご覧ください。

2. 変動型調査基準価格対象案件の拡大について

調査基準価格を設定する建設工事（設計金額5,000万円以上の建設工事及び総合評価競争入札で発注する建設工事）のうち、過去に調査基準価格と同額の入札が行われる等、過度の競争状態にあると認められるものについて、令和元年度から変動型の調査基準価格を試行的に導入していますが、令和6年度から対象工事を拡大して試行します。

(1) 対象工事

改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装工事 ・ 管更生工事
	
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格1億円未満の全工事（総合評価競争入札案件を除く。）

※変動型最低制限価格及び最低制限価格の対象については変更ありません。

※今後の入札の状況により、対象工事は適宜見直すことがあります。

変動型調査基準価格の対象工事は、その旨を公告文に記載します。

※変動型と通常の調査基準価格案件が併存しますので、いずれの方式か十分確認してください。

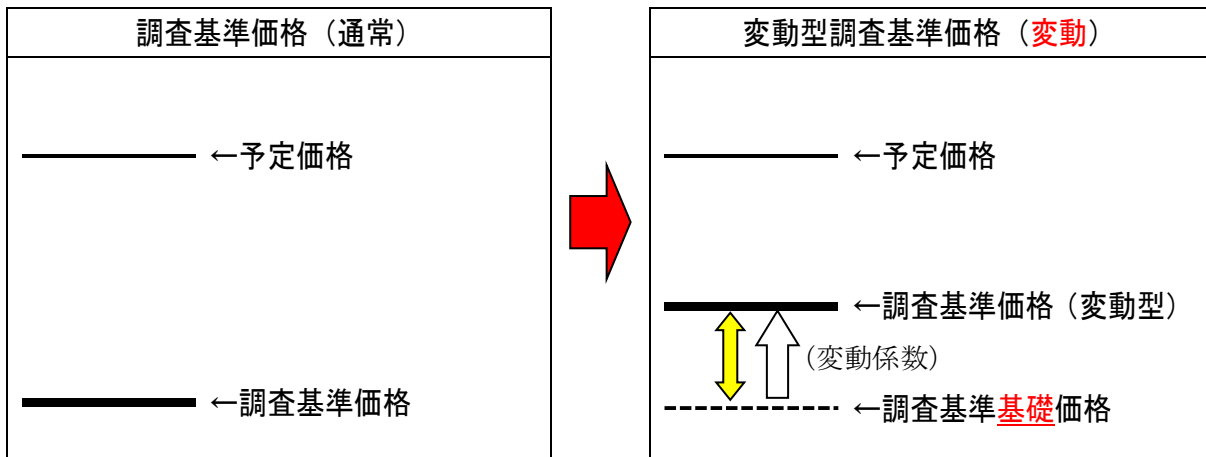
不明な場合は必ず入札参加前に契約課へお問い合わせください。

(2) 試行開始日 令和6年4月1日以降に公告を行う案件

(3) 算定方法（変動型）

変動型調査基準価格	
(調査基準基礎価格)	
① 直接工事費の97%	×
② 共通仮設費の90%	
③ 現場管理費の90%	
④ 一般管理費の68%	
⑤ その他の経費の92%	
①～⑤の合計額（税抜）	電子計算機（パソコン）でランダムに発生させた変動係数1.00001～1.001（100通り）を乗じた金額（0.001%～0.1%の変動率）
ただし、上記により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7.5/10を乗じて得た額とする。	

(イメージ図)



(4) 低入札者排除措置について

松山市建設工事低入札者排除措置要領に定める低入札回数に含めるのは、調査基準基礎価格を下回った場合とします。(上イメージ図の⇕の範囲での低入札は排除措置上のカウントをしません。)

3. 低入札価格調査の事前辞退について

低入札価格調査の対象となる工事において、入札参加申請時に低入札価格調査を事前辞退する旨の申出書を提出することで、開札の結果自らの入札価格が調査基準価格を下回った入札となった場合に低入札価格調査をあらかじめ辞退することができることとします。

(1) 開始日 令和6年4月1日以降に公告を行う案件

(2) 提出方法 入札参加申請時に、申請書類と併せて「低入札価格調査の事前辞退の申し出について」を電子入札システムに添付し、提出してください。

※低入札価格調査を事前辞退した者が、開札の結果低入札者となった場合は、当該入札者がした入札を失格とします。

※低入札価格調査を事前辞退した場合、入札参加申請受付締切後の撤回はできません。

※従来どおり、開札後公告文に掲げる期限までに、調査を辞退する申出書を提出して低入札価格調査を辞退することも可能です。